

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の通勤手当に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(届出)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 職員は、住居等の変更により支給職員としての要件を欠くに至った場合 <u>又は第 15 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の職員たる要件を欠くに至った場合</u> には、前項の例により届け出なければならない。</p> <p>(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第 7 条 普通交通機関等 (<u>給与規程第 17 条第 3 項に規定する新幹線鉄道等 (以下「新幹線鉄道等」という。)</u> 以外の交通機関等をいう。以下同じ。) に係る通勤手当の額は、運賃、料金、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 8 条 給与規程第 17 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額 (次項及び <u>第 10 条第 2 号</u> において「運賃等相当額」という。) は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(併用者の区分及び支給額)</p> <p>第 10 条 給与規程第 17 条第 2 項第 3 号に規定する同条第 1 項第 3 号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第 2 項第 3 号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 給与規程第 17 条第 1 項第 3 号に掲げる職員 (普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。) のうち、自動車等の使用距離が片道 2 キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道 2 キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 <u>給与規程第 17 条第 2 項第 1 号及び前条に定める額の合計</u></p>	<p>(届出)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 職員は、住居等の変更により支給職員としての要件を欠くに至った場合には、前項の例により届け出なければならない。</p> <p>(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第 7 条 普通交通機関等 (新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。) に係る通勤手当の額は、運賃、料金、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p>2</p> <p>第 8 条 給与規程第 17 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額 (次項において「運賃等相当額」という。) は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(併用者の区分及び支給額)</p> <p>第 10 条 給与規程第 17 条第 2 項第 3 号に規定する同条第 1 項第 3 号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第 2 項第 3 号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 給与規程第 17 条第 1 項第 3 号に掲げる職員 (普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。) のうち、自動車等の使用距離が片道 2 キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道 2 キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 <u>給与規程第 17 条第 2 項第 1 号及び前条に定める額 (同条に規定する 1 箇月当たりの運賃等相当額 (以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。)) 及び同条に定める額の合計額 (以下この号において「合計額」という。)) が 4 万 5,000 円を超えるときは、同条に定める額は、同条の規定にかかわらず、同条に定める額から 300 円 (合計額と 4 万 5,000 円との差額の 2 分の 1 が 300 円に満たないときは、合計額と 4 万 5,000 円との差額の 2 分の 1) を差し引いた額)</u></p>	<p>・所要の改正</p> <p>・通勤手当の支給限度額の引き上げに係る改正</p>

新	旧	改正理由等
<p>(2) 給与規程第17条第1項第3号に掲げる職員のうち、<u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）</u>が前条に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 給与規程第17条第2項第1号に定める額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(通勤の実情に変更を生ずる職員)</p> <p>第11条 給与規程第17条第3項に規定する通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるものは、<u>通勤の実情に変更を生ずる職員</u>で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが理事長が定める基準に照らして困難であると認められるものとする。</p> <p>(異動等の直前の住居に相当する住居)</p> <p>第12条 給与規程第17条第3項に規定する理事長が定める住居は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転の日以後に<u>転居する場合における次に掲げる住居</u>とする。</p> <p>(1) <u>通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居</u></p> <p>(2) <u>通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>給与規程第17条第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居</u></p> <p>イ <u>アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる住居のほか、理事長がこれらに準ずる住居であると認めるもの</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(2) 給与規程第17条第1項第3号に掲げる職員のうち、<u>1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）</u>が前条に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 給与規程第17条第2項第1号に定める額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(通勤の実情に変更を生ずる職員)</p> <p>第11条 給与規程第17条第3項に規定する通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるものは、<u>通常の通勤の経路及び方法による場合には事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員</u>で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが理事長が定める基準に照らして困難であると認められるものとする。</p> <p>(異動等の直前の住居に相当する住居)</p> <p>第12条 給与規程第17条第3項に規定する理事長が別に定める住居は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転の日以後に<u>転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び理事長がこれに準ずると認める住居</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新幹線鉄道等の利用の基準)</p> <p>第13条 <u>給与規程第17条第3項及び第4項に規定する理事長が定める基準は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると理事長が認めるものであること。</u></p>	<p>・新幹線鉄道等に係る特例における「異動等の直前の住居に相当する住居」の拡大のための改正</p> <p>・新幹線鉄道等の利用基準の廃止に係る改正</p>

新	旧	改正理由等
<p>(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第13条 <u>新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等</u>に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p>2 第7条第2項の規定は、<u>新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等</u>に係る通勤手当の額の算出について準用する。</p> <p>3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、給与規程第17条第3項第1号に規定する<u>特別料金等相当額（第17条第4項において「特別料金等相当額」という。）</u>の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、<u>同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」、</u>同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。</p> <p>(権衡職員等の範囲) (削除)</p> <p>第14条 給与規程第17条第4項に規定する雇用の事情等を考慮して理事長が定める職員は、<u>次に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが理事長の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。</u></p> <p>(1) <u>新たに給料表の適用を受ける職員となった者（理事長の要請に係る人事交流により、国又は他の地方公共団体に勤務する者その他理事長が定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする事業所に在勤することとなった者</u></p> <p>(2) <u>人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員</u></p>	<p>(2) <u>高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当すると理事長が認めるものであること。</u></p> <p>(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第14条 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p>2 第7条第2項の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。</p> <p>3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、給与規程第17条第3項第1号に規定する<u>特別料金等の額の2分の1に相当する額</u>の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、<u>「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(権衡職員等の範囲)</p> <p>第15条 <u>給与規程第17条第4項に規定する理事長が定める者は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の単身赴任手当に関する規程第5条第1項各号に掲げる者とする。</u></p> <p><u>2 給与規程第17条第4項に規定する雇用の事情等を考慮して理事長が定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが理事長が定める基準に照らして困難であると認められるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>・新幹線鉄道等に係る特例を適用する権衡職員等の範囲拡大のための改正</p>

新	旧	改正理由等
<p>第15条 給与規程第17条第4項に規定する同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員は、次に掲げる職員（<u>新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。</u>）とする。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</u>（配偶者のない職員にあっては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、<u>当該転居後の住居（特定住居を含む。）</u>からの通勤のため、<u>新幹線鉄道等</u>を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの</p> <p>(2) <u>職員又は配偶者の事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転（配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）</u>に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、<u>当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）</u>からの通勤のため、<u>新幹線鉄道等</u>を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（<u>新幹線鉄道等</u>を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）</p> <p>(3) <u>職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）</u>の介護に伴い、<u>当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）</u>からの通勤のため、<u>新幹線鉄道等</u>を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（<u>新幹線鉄道等</u>を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 <u>前項第1号において「特定住居」とは同項第2号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居</u></p> <p>(2) <u>通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの</u></p>	<p>第16条 給与規程第17条第4項に規定する同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>配偶者（配偶者のない職員にあっては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第13条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</u>を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	

新	旧	改正理由等
<p><u>ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居</u></p> <p><u>イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が 60 キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居</u></p> <p><u>(3) 前 2 号に掲げる住居のほか、理事長がこれらに準ずる住居であると認めるもの</u></p> <p>(給料表適用の直前の住居に相当する住居)</p> <p>第 16 条 給与規程第 17 条第 4 項に規定する理事長が定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に<u>転居する場合における次に掲げる住居</u>とする。</p> <p><u>(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居</u></p> <p><u>(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 給与規程第 17 条第 4 項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居</u></p> <p><u>イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が 60 キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居</u></p> <p><u>(3) 前 2 号に掲げる住居のほか、理事長がこれらに準ずる住居であると認めるもの</u></p> <p>(支給日等)</p> <p>第 17 条 給与規程第 17 条第 6 項に規定する理事長が定める日は、支給単位期間（第 4 項に<u>規定する</u>通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下<u>この条、第 19 条第 2 項第 2 号、同条第 3 項第 2 号</u>及び第 22 条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）とする。ただし、支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。</p> <p>2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職(<u>職員が離職の</u></p>	<p>(給料表適用の直前の住居に相当する住居)</p> <p>第 17 条 給与規程第 17 条第 4 項に規定する理事長が定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に<u>転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び理事長がこれに準ずると認める住居</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(支給日等)</p> <p>第 18 条 給与規程第 17 条第 5 項に規定する理事長が定める日は、支給単位期間（第 4 項に<u>掲げる</u>通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下<u>この条及び</u>第 22 条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）とする。ただし、支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。</p> <p>2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡し</p>	

新	旧	改正理由等
<p><u>日又はその翌日（地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第46条に規定する休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）</u>をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当は当該離職し、又は死亡した日以後速やかに支給する。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 給与規程第17条第<u>6</u>項の理事長が定める通勤手当は、<u>1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）</u>、<u>給与規程第17条第2項第2号に定める額（第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）</u>及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第19条第2項から第4項までにおいて「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける<u>通勤手当とし</u>、給与規程第17条第<u>6</u>項の理事長が定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。</p> <p>第18条 （略） （返納の事由及び額等）</p> <p>第19条 給与規程第17条第<u>7</u>項の理事長が定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 無給休職（地方独立行政法人神奈川県立病院機構休職に関する規程（以下「休職規程」という。）第3条第1項の規定に該当する休職であって給与を支給されないもの又は同条第3号の規定による休職をいう。）にされ、刑事休職（同条第2号の規定による休職をいう。）にされ、労働組合の業務に専ら従事するための休職の許可を受け、育児休業（育児休業規程第3条の規定による育児休業をいう。）の承認を受け、自己啓発等休業（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の自己啓発休業に関する規程第3条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。）の承認を受け、配偶者同行休業（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の配偶者同行休業に関する規程第3条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。）を受け、又は停職（<u>就業規則</u>第63条第1項第2号の規定による停職をいう。）にされた場合であって、これらの期間が月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき。</p> <p>(4)・(5) （略） (削除)</p>	<p>た職員には、当該通勤手当は当該離職し、又は死亡した日以後速やかに支給する。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 給与規程第17条第<u>5</u>項の理事長が定める通勤手当は、<u>職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、同条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（第20条第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）の合計額が2万円を超えるときにおける当該通勤手当とし</u>、給与規程第17条第<u>5</u>項の理事長が定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。</p> <p>第19条 （略） （返納の事由及び額等）</p> <p>第20条 給与規程第17条第<u>6</u>項の理事長が定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 無給休職（地方独立行政法人神奈川県立病院機構休職に関する規程（以下「休職規程」という。）第3条第1項の規定に該当する休職であって給与を支給されないもの又は同条第3号の規定による休職をいう。）にされ、刑事休職（同条第2号の規定による休職をいう。）にされ、労働組合の業務に専ら従事するための休職の許可を受け、育児休業（育児休業規程第3条の規定による育児休業をいう。）の承認を受け、自己啓発等休業（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の自己啓発休業に関する規程第3条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。）の承認を受け、配偶者同行休業（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の配偶者同行休業に関する規程第3条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。）を受け、又は停職（<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）</u>第63条第1項第2号の規定による停職をいう。）にされた場合であって、これらの期間が月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき。</p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p><u>2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与規程第17条第6項の理事長が定める額（前項第3号及び第4号に掲げる事由が生じた場合を除く。）</u></p>	<p>・通勤手当の支給限度額の引き上げに係る改正</p> <p>・通勤手当の支給限度額の引き上げに係る改正</p>

新	旧	改正理由等
(削除)	<p>は、同項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等、同項第1号又は第5号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、理事長が定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額及び当該普通交通機関等に係る事由発生月の末日に通用期間の始期が到来していない定期券の価額の合計額（給与規程第17条第1項第1号に規定する職員であって、事由発生前の1箇月当たりの運賃等相当額等が4万5,000円を超えるときは、理事長が定める額を差し引いた額）とする。</p> <p>3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る給与規程第17条第6項の理事長が定める額（第1項第3号及び第4号に掲げる事由が生じた場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給されている場合にあっては、その合計額。以下この条において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が2万円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等）、同項第1号又は第5号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）及び当該新幹線鉄道等に係る事由発生月の末日に通用期間の始期が到来していない定期券の特別料金等2分の1相当額の合計額</p> <p>(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び2万円に通用期間の始期が到来していない定期券の通用期間の月数の合計を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）</p> <p>イ 第18条第4項に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌月から同項に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び2万円に通用期間の始期が到来していない定期券の通用期間の月数の合計を乗じて得た額及び理事長が定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最</p>	

新	旧	改正理由等
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>後の月である場合にあっては、零)</u></p> <p><u>4 第1項第3号に掲げる事由が生じた場合の普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与規程第17条第6項の理事長が定める額は、その者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、事由発生月の前月の末日にしたものとして得られる額及び当該普通交通機関等に係る事由発生月の末日に通用期間の始期が到来していない定期券の価額の合計額(同条第1項第1号に規定する職員であって、事由発生前の1箇月当たりの運賃等相当額等が4万5,000円を超えるときは、理事長が定める額を差し引いた額)から、当該事由発生月に係る1箇月当たりの運賃等相当額等(その額が4万5,000円を超えるときは、理事長が定める額を差し引いた額)をその月の現日数から就業規則第45条に規定する週休日(以下「週休日」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額を差し引いた額とする。</u></p> <p><u>5 第1項第3号に掲げる事由が生じた場合の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る給与規程第17条第6項の理事長が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円以下であった場合 その者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の前月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)及び当該新幹線鉄道等に係る事由発生月の末日に通用期間の始期が到来していない定期券の特別料金等2分の1相当額の合計額から、当該事由発生月に係る1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等をその月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額を差し引いた額</u></p> <p><u>(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>ア イに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の当月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び2万円に通用期間の始期が到来していない定期券の通用期間の月数の合計を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額から、2万円をその月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額を差し引いた額</u></p> <p><u>イ 第18条第4項に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の当月から同項に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び2万円に通用期間の始期が到来していない定期券の通用期間の月数の合計を乗じて得た額及び理事長が</u></p>	

新	旧	改正理由等
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 給与規程第 17 条第 7 項の理事長が定める額（前項第 3 号及び第 4 号に掲げる事由が生じた場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額が 15 万円以下であつた場合</u> <u>前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に 1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額が 15 万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第 1 号又は第 5 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、理事長が定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）並びに当該普通交通機関等及び新幹線鉄道等に係る事由発生月の末日に通用期間の始期が到来していない定期券の価額の合計額</u></p> <p>(2) <u>1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額が 15 万円を超えていた場合</u> <u>15 万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項第 1 号、第 2 号又は第 5 号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに理事長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）</u></p> <p><u>3 給与規程第 17 条第 7 項の理事長が定める額（第 1 項第 3 号に掲げる事由が生じた場合に限る。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該</u></p>	<p><u>定める額の合計額のいずれか低い額から、2 万円をその月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額を差し引いた額</u></p> <p><u>6 第 1 項第 4 号に掲げる事由が生じた場合の普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与規程第 17 条第 6 項の理事長が定める額は、当該事由発生月に係る 1 箇月当たりの運賃等相当額等（同条第 1 項第 1 号に規定する職員であつて、その額が 4 万 5,000 円を超えるときは、理事長が定める額を差し引いた額）をその月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額とする。</u></p> <p><u>7 第 1 項第 4 号に掲げる事由が生じた場合の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る給与規程第 17 条第 6 項の理事長が定める額は、当該事由発生月に係る 1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額等（その額が 2 万円を超えるときは、2 万円）をその月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額とする。</u></p> <p><u>8 給与規程第 17 条第 6 項の規定により職員に前 6 項に定める額を返納させる場合において、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	

新	旧	改正理由等
<p><u>各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合</u> <u>その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、事由発生月の前月の末日にしたものとして得られる額並びに当該普通交通機関等及び新幹線鉄道等に係る事由発生月の末日に通用期間の始期が到来していない定期券の価額の合計額から、当該事由発生月に係る1箇月当たりの運賃等相当額等及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）をその月の現日数から就業規則第45条に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額を差し引いた額とする。</u></p> <p>(2) <u>1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合</u> <u>15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項第3号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに理事長が定める額の合計額のいずれか低い額から、当該事由発生月に係る1箇月当たりの運賃等相当額等及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）をその月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額を差し引いた額とする。（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）</u></p> <p>4 <u>給与規程第17条第7項の理事長が定める額（第1項第4号に掲げる事由が生じた場合に限る。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合</u> <u>当該事由発生月に係る1箇月当たりの運賃等相当額等及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）をその月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額とする。</u></p> <p>(2) <u>1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合</u> <u>15万円又は当該事由発生月に係る1箇月当たりの運賃等相当額等及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）をその月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額のいずれか低い額</u></p> <p>5 <u>給与規程第17条第7項の規定により職員に前3項に定める額を返納させる場合は、理事長が定めるところにより、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	

新	旧	改正理由等
<p>(支給単位期間)</p> <p>第 <u>20</u> 条 給与規程第 17 条第 <u>8</u> 項に規定する理事長が定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 <u>21</u> 条～第 <u>24</u> 条 (略)</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p><u>1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する</u> (権衡職員等に関する経過措置)</p> <p><u>2 改正後の職員の通勤手当に関する規程（次項及び附則第 4 項において「改正後の規程」という。）第 16 条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。</u></p> <p><u>3 改正後の規程第 14 条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。</u></p> <p><u>4 改正後の規則第 15 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。</u></p>	<p>(支給単位期間)</p> <p>第 <u>21</u> 条 給与規程第 17 条第 <u>7</u> 項に規定する理事長が定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 <u>22</u> 条～第 <u>25</u> 条 (略)</p>	